

あらお海陽スマートタウン 10 街区及び 11 街区の  
売却に係る一般競争入札実施要領  
(修正版)

令和 5 年 1 月  
荒 尾 市

## 入札～土地の引渡し・所有権移転登記までの流れ

### 【入札の公告】

令和5年1月16日（月）  
実施要領の配布開始

### 【質疑受付期間】

令和5年1月23日（月）  
～  
令和5年1月30日（月）

### 【申込受付期間】

令和5年 2月 7日（火）  
～  
令和5年 3月 7日（火）

### 【入札参加者の資格審査】

### 【入札・開札・落札者の決定】

令和5年3月24日（金）  
荒尾市役所庁舎2階 入札室

### 【市仮換地の仮契約締結】

令和5年3月下旬～4月上旬

### 【保留地の契約締結】

令和5年3月下旬～4月上旬

### 【地権者仮換地の契約締結】

令和5年4月～5月

### 【荒尾市議会の議決】

令和5年6月

### 【売買代金の支払い】

本契約締結後60日以内

### 【所有権移転登記】

市仮換地、地権者仮換地

### 【土地の引渡し】

市仮換地、保留地、地権者仮換地

### 【所有権移転登記】

保留地

- ① 入札の公告
  - ・ 荒尾市のホームページ及び荒尾市役所前掲示板で公告
  - ・ 実施要領の配布（荒尾市のホームページからもダウンロード可）
- ② 質疑受付期間
  - ・ 実施要領に関する質疑は、質疑書に必要事項を記入のうえ、電子メールにて提出してください。
  - ・ 回答は、令和5年2月6日（月）に荒尾市ホームページに掲載します。
- ③ 申込受付（土曜、日曜、祝日を除く）
  - ・ 受付場所：荒尾市役所産業振興課 庁舎2階
- ④ 入札参加資格審査
  - ・ 提出書類等から資格審査を行い、入札参加の適格者と認められた場合には、一般競争入札参加者資格適格通知書を令和5年3月14日（火）に送付します。
- ⑤ 入札・開札・落札者の決定
  - ・ 入札保証金を納付のうえ参加
  - ・ 入札実施後、入札者の前で開札し、落札者を決定します。
- ⑥ 仮契約締結
  - ・ 落札者は市と仮契約を締結
  - ・ 入札保証金は、契約保証金に充当します。
- ⑦ 契約締結
  - ・ 落札者は市と契約を締結
  - ・ 入札保証金は、契約保証金に充当します。
- ⑧ 契約締結
  - ・ 落札者は地権者と契約を締結
- ⑨ 荒尾市議会による財産処分の議決（議会承認後、本契約）
- ⑩ 売買代金の支払い
  - ・ 市仮換地及び保留地については、本契約締結後60日以内、売買代金と契約保証金との差額の支払い。
  - ・ 契約保証金は売買代金に充当します。
  - ・ 地権者仮換地については、地権者が発行する請求書により支払い
- ⑪ 所有権移転登記
  - ・ 所有権移転に伴う全ての経費は落札者の負担とします。
  - ・ 登記手続きは、市仮換地は荒尾市が、地権者仮換地は落札者が行います。
- ⑫ 土地の引渡し
  - ・ 工事完成及び保留地を除く全ての土地の所有権移転登記完了後に土地を引渡します。
- ⑬ 所有権移転登記
  - ・ 所有権移転登記は、換地処分公告の翌日以降に行われる区画整理登記の完了後となります。

## (土地) 一般競争入札実施要領

### 1 事業の趣旨

あらお海陽スマートタウンは、荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業により基盤整備を進めており、ウェルネス（心も体も健康な状態）をコンセプトとし、また、先進的技術を活用した快適なまち「スマートシティ」のまちづくりを推進しています。道の駅や保健・福祉・子育て支援施設、公園、緑地といった公共施設のほか、民間事業者による商業施設やレジャー施設等の多様な機能が相互に連携し、ほかにはない新たな価値を提供するまちを目指しています。

当該地区の10街区及び11街区においては、荒尾駅に最も近い立地を活かしたまちづくりを推進し、新たな活力や交流を育み、賑わいのある生活利便施設の立地を目指します。

### 2 入札物件

#### 物件①

所在地	荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業地内 10街区1～49画地
面積	17,957.45 m <sup>2</sup> (内訳) 地権者仮換地 15,880.88 m <sup>2</sup> (10街区2～31、33～48画地) 市仮換地 2,076.57 m <sup>2</sup> (10街区1、32、49画地)
最低売却価格	地権者仮換地及び市仮換地 518,323,836 円 (28,864 円/m <sup>2</sup> )

#### 物件②

所在地	荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業地内 11街区1、3、8画地
面積	8,624.54 m <sup>2</sup> (内訳) 市仮換地 7,443.01 m <sup>2</sup> (11街区3、8画地) 保留地 1,181.53 m <sup>2</sup> (11街区1画地)
最低売却価格	市仮換地及び保留地 236,795,370 円 (27,456 円/m <sup>2</sup> )

#### 物件③

所在地	荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業地内 11街区2画地
面積	779.30 m <sup>2</sup> (市仮換地)
最低売却価格	市仮換地 28,254,300 円 (36,256 円/m <sup>2</sup> )

全体（上記物件①～③の合計）

所在地	荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業地内 10 街区 1～49 画地、11 街区 1, 2, 3, 8 画地
面積	地権者仮換地 15,880.88 m <sup>2</sup> （10 街区 2～31, 33～48 画地） 市仮換地 10,298.88 m <sup>2</sup> （10 街区 1, 32, 49 画地、11 街区 2, 3, 8 画地） 保留地 1,181.53 m <sup>2</sup> （11 街区 1 画地）
最低売却価格	合計 783,373,506 円

注1) ①の物件は、市及び地権者約 60 名が各々所有する従前地に係る仮換地であり、地権者仮換地については、所有者ごとに売却価格（m<sup>2</sup>単価）に面積を乗じた額で個別に土地売買契約をしていただきます。

注2) 土地区画整理事業中であることから、所有権移転登記の対象となる土地は従前地となります。

注3) 物件①～③を一括して購入するものとし、10 街区及び 11 街区を分割して土地の一部のみの購入はできません。

注4) 面積は、当該物件に係る工事完了後の出来形確認測量の結果、多少増減することがあります。

3 契約上の主な条件

別紙記載のとおりとします。

4 入札参加申込受付

(1) 受付期間

令和 5 年 2 月 7 日（火）から令和 5 年 3 月 7 日（火）まで

※土曜、日曜、祝日等の荒尾市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 13 号）に指定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

※持参にて申し込むこと。

※提出された書類は一切お返しができませんので、ご了承ください。

(2) 受付場所

荒尾市役所産業建設部産業振興課商工・企業誘致推進室（荒尾市役所庁舎 2 階）

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968-63-1432

(3) 入札申込に係る提出書類（各証明書は発行後3か月以内のもの）

[個人の場合]

ア 一般競争入札参加申込書（第1号様式）

※実印で押印してください。共有で応募するに当たっても、共有者を含めた全ての者が実印で押印してください。

イ 参加資格における誓約書（第2号様式）

ウ 脱炭素化及びエリアマネジメントにおける誓約書（第3号様式）

エ 住民票の写し（個人番号の記載のないもの）

オ 印鑑登録証明書

カ 直近年度の申告書の写し（確定申告書又は住民税申告書の写し）

キ 納税状況を証する書類（国税及び地方税（都道府県税・市区町村税）の未納がないことを示すもの）

① 令和4年1月1日時点の住所地が熊本県外の場合（1種類）

- ・ 国税（所得税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【納税証明書その3の2で可】

② 令和4年1月1日時点の住所地が荒尾市以外の熊本県内の場合（2種類）

- ・ 国税（所得税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【納税証明書その3の2で可】
- ・ 県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】

③ 令和4年1月1日時点の住所地が荒尾市の場合（3種類）

- ・ 国税（所得税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【納税証明書その3の2で可】
- ・ 県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
- ・ 市税の滞納のない証明（写し可）

※共有者ごとに、上記イ～キの書類を添付してください。

ク 土地利用計画書（第4号様式）

※建物の概要と配置図について記入してください。

※配置図については、建物のほか、駐車場、駐輪場、車両や歩行者の出入り口などの配置が分かるように記載してください。また、配置図については任意の様式でも可とします。

※土地引渡しの日から10年間において、土地利用計画書の内容を変更（軽微な変更ではなく、建物の用途の変更や新しく建物を建築）する場合は、事前に申請し、荒尾市の承認を得ることとします。

[法人の場合]

ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

※代表者印で押印してください。共有で応募するに当たっても、共有者を含めた全ての者が代表者印で押印してください。

イ 参加資格における誓約書（第2号様式）

ウ 脱炭素化及びエリアマネジメントにおける誓約書（第3号様式）

エ 役員一覧（第5号様式）

オ 会社等の概要（最新のもの、パンフレット等の使用も可）

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書（写し可）

キ 印鑑証明書

ク 直近年度の決算書の写し

ケ 納税証明書（国税及び地方税（都道府県税・市区町村税）の未納がないことを示すもの）

① 熊本県内に営業所がない場合（1種類）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【納税証明書その3の3で可】

② 荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合（2種類）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【納税証明書その3の3で可】
- ・ 県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】

③ 荒尾市内に営業所等がある場合（3種類）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）【納税証明書その3の3で可】
- ・ 県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
- ・ 市税の滞納のない証明（写し可）

※共同事業者ごとに、上記イ～ケの書類を添付してください。

コ 土地利用計画書（第4号様式）

※建物の概要と配置図について記入してください。

※配置図については、建物のほか、駐車場、駐輪場、車両や歩行者の出入り口などの配置が分かるように記載してください。また、配置図については任意の様式でも可とします。

※土地引渡しの日から10年間において、土地利用計画書の内容を変更（軽微な変更ではなく、建物の用途の変更や新しく建物を建築）する場合は、事前に申請し、荒尾市の承認を得ることとします。

#### (4) 質問

この公募に関する質問がある場合は、質問書（第6号様式）を作成し、電子メールにて提出してください。

回答は、荒尾市ホームページに掲載することとし、実施要領の補足、追加、解釈等の効力を有するものとします。

ア 提出期間：令和5年1月23日（月）から令和5年1月30日（月）まで

イ 提出先：荒尾市役所産業建設部産業振興課商工・企業誘致推進室

ウ 電子メール：sangyo@city.arao.lg.jp

※質問書を提出した場合には、必ず電話で受信確認を行ってください。（市の休日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

電話番号0968-63-1432

エ 回答日：令和5年2月6日（月）

#### (5) 留意事項

ア 申込みに係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

イ 提出された書類に虚偽の内容が認められた場合は、失格とします。

#### 5 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず参加いただけます。また、2者以上の共有名義で参加することもできます。所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義で申し込みください。

本一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

## 6 入札参加資格の審査と入札書等書類の交付

入札参加申込期間が終了した後に、入札参加資格の審査を行い、入札参加の申込者へ一般競争入札参加者資格適格（不適格）通知書を送付します。

なお、入札参加の適格者（以下「入札参加者」という。）と認められた者には、入札書（第7号様式）その他関係書類を送付します。

また、審査の過程で、提出した書類等の内容について説明を求めることがあります。

## 7 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として市仮換地及び保留地の最低売却価格（2～3ページ参照）の100分の10に相当する金額（1万円未満切上げ）の合計金額を入札前に納付していただきます。（入札保証金：32,510,000円（内訳 市仮換地分：29,260,000円、保留地分：3,250,000円））

入札保証金は、現金ではなく、銀行の自己宛小切手（振出日から5日以内で持参人払式のものに限ります。）を入札当日に持参してください。（小切手についてのお願い（15ページ参照））

なお、共有名義の場合は、代表者が納付してください。

落札者の入札保証金は、その金額を契約保証金、売買代金に充当します。

落札者以外の入札保証金は、入札終了後、入札保証金を納付したときに発行する入札保証金預り証（第8号様式）と引換えに返還します。返還を受ける場合には、印紙税法に基づき、入札預り証に200円の収入印紙を貼付していただきますので、あらかじめ収入印紙のご用意をお願いします。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 入札

日時：令和5年3月24日（金）午前11時30分（受付開始：午前11時）

場所：荒尾市役所入札室（荒尾市役所庁舎2階）

※郵便による入札は認めません。

### (2) 開札

入札会場において、入札の終了後、直ちに開札します。

## 9 入札及び開札の方法

### (1) 持参する物

ア 一般競争入札参加者資格適格通知書

イ 入札保証金

ウ 入札保証金預り証（第8号様式）

エ 200円分の収入印紙

オ 入札書（第7号様式）

カ 委任状（第9号様式）

※代理人が入札する場合のみ必要

※代表者以外の社員も代理人になりますので、委任状が必要です。

キ 入札者の本人確認ができるもの

※運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、社員証等の顔写真が印刷されているもの

※代理人が入札する場合は代理人のもの

ク 印鑑

※一般競争入札参加申込書に押印した印鑑（実印）

※代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人使用印を持参すること。

(2) 入札の方法

ア 荒尾市が提示する物件①～③の物件全体の「最低売却価格」（783,373,506円）（3ページ参照）以上の価格で入札してください。また物件①～③の各々の価格についても、各々の「最低売却価格」（2ページ参照）以上とした価格で入札してください。

イ 入札書は、荒尾市から送付した入札書を使用してください。

※入札書を封筒に入れ、封緘した後、封筒に入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者職氏名）を記入してください。（封筒について（16ページ））

ウ 入札は、関係事業課職員の立会の下に行います。

(3) 開札の方法

ア 開札は、入札参加者全員の立会の下に行います。

イ 提出済みの入札書は、その理由の如何にかかわらず書換え、引き換え又は撤回をすることができません。

ウ 発熱、咳、喉の痛みなどの症状のある方の参加は、ご遠慮ください。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) 2以上の意思表示をした入札

(10) 最低売却価格を下回る価格で申込みをした者の入札

### 1.1 落札者の決定

入札価格が、全体及び物件ごとに定めた最低売却価格以上であり、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、物件①～③の各々の価格についても各々最低売却価格以上となっている必要があります。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者に「くじ」を引かせて落札者を決定します。

この場合で、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ落札者を決定します。

### 1.2 地権者仮換地の売買

#### (1) 土地売買代金

落札者が提示した物件①（10街区）の入札価格（㎡単価）に、地権者仮換地の面積を乗じて1円未満を切り上げた金額を各土地の売買代金とします。

なお、工事完了後の出来形確認測量の結果、面積変更が生じた場合は、売買代金の清算は行わないこととし、土地区画整理事業の換地処分時（令和7年度末予定）に発生する清算金を落札者に帰属させることで対応することとします。

#### (2) 土地売買契約の締結

落札者は、荒尾市との市仮換地に係る仮契約後、60日以内（期限日が市の休日の場合は、その前日まで）に地権者と契約してください。ただし、地権者のやむを得ない事情により、契約に時間を要する場合についてはこの限りではありません。

なお、市仮換地の契約について市議会に上程し、議決が得られない場合は、地権者仮換地の契約は**消滅**し、荒尾市はその一切の責任を負わないものとします。

#### (3) 収入印紙

契約書に貼付する収入印紙は、落札者及び地権者の双方の負担となります。

#### (4) 売買代金の支払

落札者は、売買契約を締結し、かつ、市仮換地の契約について市議会の議決を得た後に、地権者が発行する請求書により、売買代金を支払うものとします。なお、振込に要する費用は落札者が負担するものとし、売買代金の分割納入は認めないものとします。

#### (5) 所有権の移転登記

土地の所有権は、落札者が各地権者仮換地の売買代金を完納した日に移転するものとします。落札者は、売買代金の完納を確認した後、所有権移転登記を行うものとし、所有権移転に要する費用は落札者の負担とします。

## (6) 土地の引渡し

当該土地の工事完成及び全ての土地（保留地を除く。）の所有権移転登記完了後に、荒尾市から現状有姿による引渡しを行います。

当該土地の工事完成は令和5年春頃を予定していますが、土地の引渡しの具体の時期等については別途荒尾市から通知します。

## 1.3 保留地の売買

### (1) 土地売買代金

落札者が提示した物件②（11街区1、3、8画地）の入札価格（㎡単価）に、保留地の面積を乗じて1円未満を切り上げた金額が、保留地の売買代金となります。

### (2) 土地売買契約の締結

落札者は、落札決定の日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に、売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となり、入札保証金は荒尾市に帰属します。なお、契約保証金には入札保証金を充当します。また、売買契約は、荒尾市役所で締結するため、来庁できる日時をご指定ください。

市仮換地の議決が得られなかった場合、保留地の契約は**消滅します**。なお、荒尾市はその一切の責任を負わないものとします。その場合、契約保証金は返還します。

### (3) 収入印紙

荒尾市保管用の契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。なお、荒尾市が作成する文書は印紙税非課税であるため、落札者保管用の契約書には収入印紙は貼付しません。

### (4) 売買代金の支払

売買代金は市が発行する納入通知書により、市仮換地の本契約締結の日から起算して60日以内（期限日が市の休日の場合は、その前日まで）に納付していただきます。なお、契約保証金には入札保証金を充当し、その後、契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。期限内に売買代金が納入されない場合、全ての契約は解除となり、既納の契約保証金は返還されず、荒尾市に帰属します。また、売買代金の分割納入は認めないものとします。

### (5) 土地の引渡し

土地の引渡しは、当該土地の工事完成及び全ての土地（保留地を除く。）の所有権移転登記完了後に、荒尾市から現状有姿による引き渡しとなります。

当該土地の工事完成は令和5年春頃を予定していますが、土地の引き渡しの具体の時期等については荒尾市より通知します。

## (6) 所有権の移転登記

保留地は現在も土地区画整理事業の施行中であるため、法務局の土地登記簿が存在しません。令和7年度に予定している土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項に規定による換地処分公告の日の翌日に所有権が移転します。

所有権移転の登記については、換地処分公告の翌日以降に行われる区画整理登記の完了後となります。通常は区画整理登記が完了するまでには換地処分公告の日から数ヶ月を要します。所有権移転に関する登記手続きについては、荒尾市が行いますが、登記に要する費用は落札者の負担とします。また、金融機関からの融資をお考えの方は、抵当権等設定登記が契約時にできない土地であることをご承知おき、事前に金融機関にご相談ください。

## 1.4 市仮換地の売買

### (1) 土地売買代金

#### ア 物件①（10街区）

売買代金は、落札者が提示した物件①（10街区）の金額から、物件①（10街区）の地権者売買代金を除いた金額が、市仮換地の売買代金となります。

#### イ 物件②（11街区1、3、8画地）

売買代金は、落札者が提示した物件②（11街区1、3、8画地）の金額から、同画地の保留地分の売買代金を除いた金額が、市仮換地の売買代金となります。

#### ウ 物件③（11街区2画地）

売買代金は、落札者が提示した物件③（11街区2画地）の金額が、市有地の売買代金となります。

※上記ア～ウにおいて、工事完了後の出来形確認測量の結果、面積変更が生じた場合は、売買代金の清算は行わないこととし、土地区画整理事業の換地処分時（令和7年度末予定）に発生する清算金を落札者に帰属させることで対応することとします。

### (2) 土地売買契約の締結

落札者は、落札決定の日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に、仮契約を締結しなければなりません。期限までに仮契約を締結しない場合には、落札は無効となり、入札保証金は荒尾市に帰属します。なお、契約保証金には入札保証金を充当します。また、仮契約は、荒尾市役所で締結するため、来庁できる日時をご指定ください。

仮契約後、市議会に上程し、議決を得たときは、仮契約の内容をもって売買契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。なお、本契約が成立した場合、契約書は別途作成せず、この契約書を本契約の契約書とし、議決証明書を交付します。

議会の議決が得られなかった場合は、仮契約の効力は消滅するものとし、荒尾市は仮契約に係る一切の責任を負わないものとします。この場合、契約保証金は返還しません。

(3) 収入印紙

荒尾市保管用の契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。なお、荒尾市が作成する文書は印紙税非課税であるため、落札者保管用の契約書には収入印紙は貼付しません。

(4) 売買代金の支払

売買代金は市が発行する納入通知書により、本契約締結の日から起算して60日以内（期限日が市の休日の場合は、その前日まで）に納付していただきます。なお、契約保証金には入札保証金を充当し、その後、契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。期限内に売買代金が納入されない場合、全ての契約は解除となり、既納の契約保証金は返還されず、荒尾市に帰属します。また、売買代金の分割納入は認めないものとします。

(5) 所有権の移転登記

市仮換地の所有権は、落札者が市仮換地の売買代金を完納した日に移転するものとします。荒尾市は、売買代金の完納を確認した後、所有権移転登記を行います。ただし、所有権移転に要する費用は落札者の負担とします。

(6) 土地の引渡し

土地の引渡しは、当該土地の工事完成及び全ての土地（保留地を除く。）の所有権移転登記完了後に、荒尾市から現状有姿による引き渡しとなります。

当該土地の工事完成は令和5年春頃を予定していますが、土地の引き渡しの具体的な時期等については別途荒尾市から通知します。

## 1.5 参考情報

- (1) 本件土地の近隣区域では「まちなかウォークブル推進事業（国土交通省）」を活用したまちづくりに取り組みを検討しています。まちなかウォークブル区域内では、歩行者中心のまちづくりを進め、エリアマネジメント団体による賑わいを生み出すための活動を実施します。また、本件土地のオープンスペース化等の整備を行うことで、ウォークブル推進税制（固定資産税の軽減等）の特例を受けることができます。詳細は以下をご確認ください。

※「まちなかウォークブル推進事業（国土交通省）」

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_gairo\\_tk\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html)

※「ウォークブル推進税制（国土交通省）」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001477539.pdf>

(2) この地域の全部は高潮浸水想定区域、一部に洪水浸水想定区域が含まれます。荒尾市ホームページ等により避難所等の防災情報を日頃から確認ください。

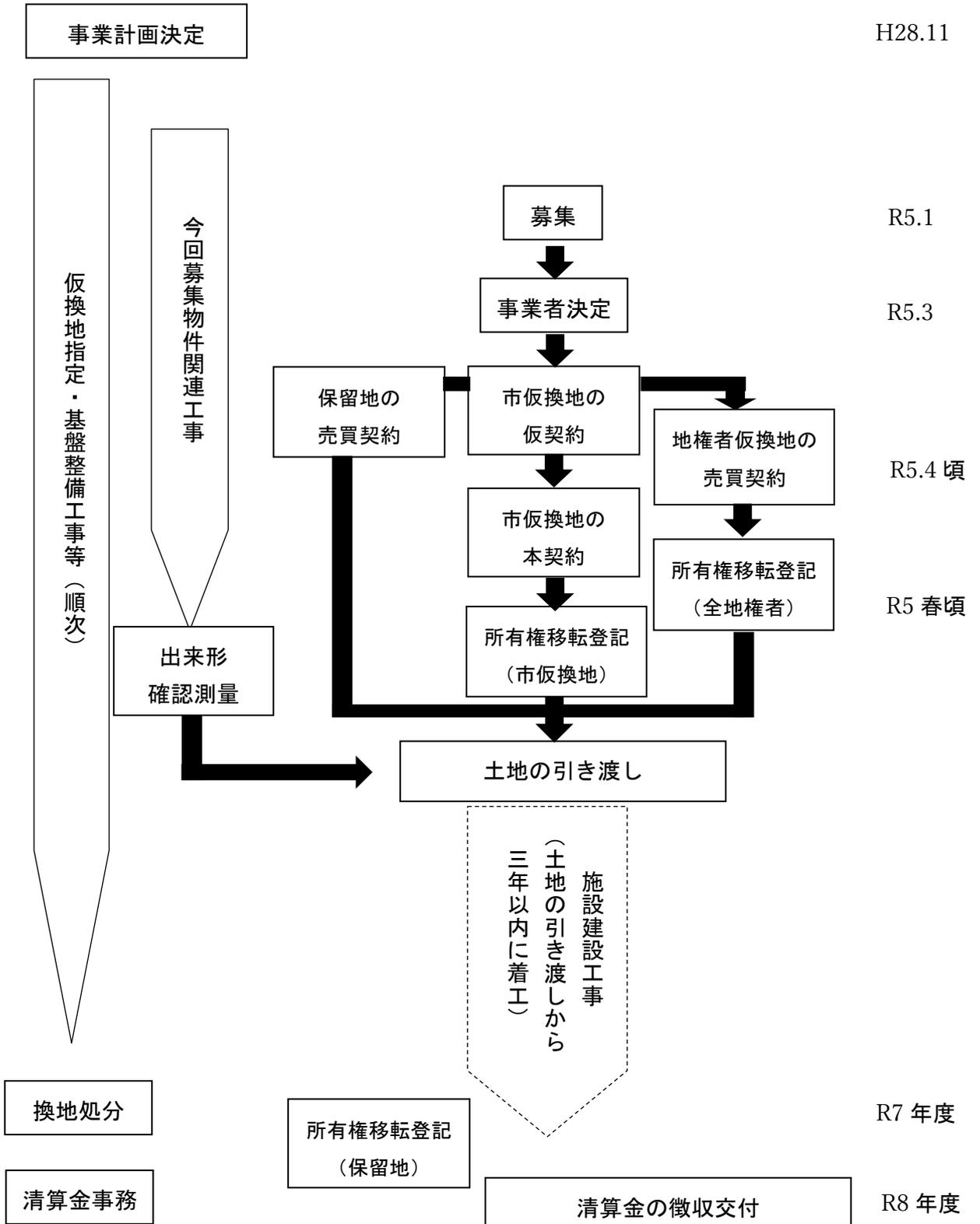
※荒尾市防災情報サイト

<https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/104/3044.html>

(3) 町名地番につきましては、土地区画整理事業の換地処分公告後（令和7年度末予定）、新しい町名地番となる予定ですが、事業期間中の住所表示は従前の底地地番と街区画地番号の併記となります。詳細については荒尾市までお問合せください。

土地区画整理事業

今回募集物件の募集・契約・  
土地引き渡し等の手続き



## 小切手についてのお願い

入札保証金は、銀行の自己宛小切手で納付いただきますので、この用紙を金融機関の窓口でお示しになり、次の通り小切手を振り出してもらってください。

### 【銀行の自己宛小切手】

金融機関が自己を支払人として振り出すもので、「預金小切手」（預手）ともいいます。

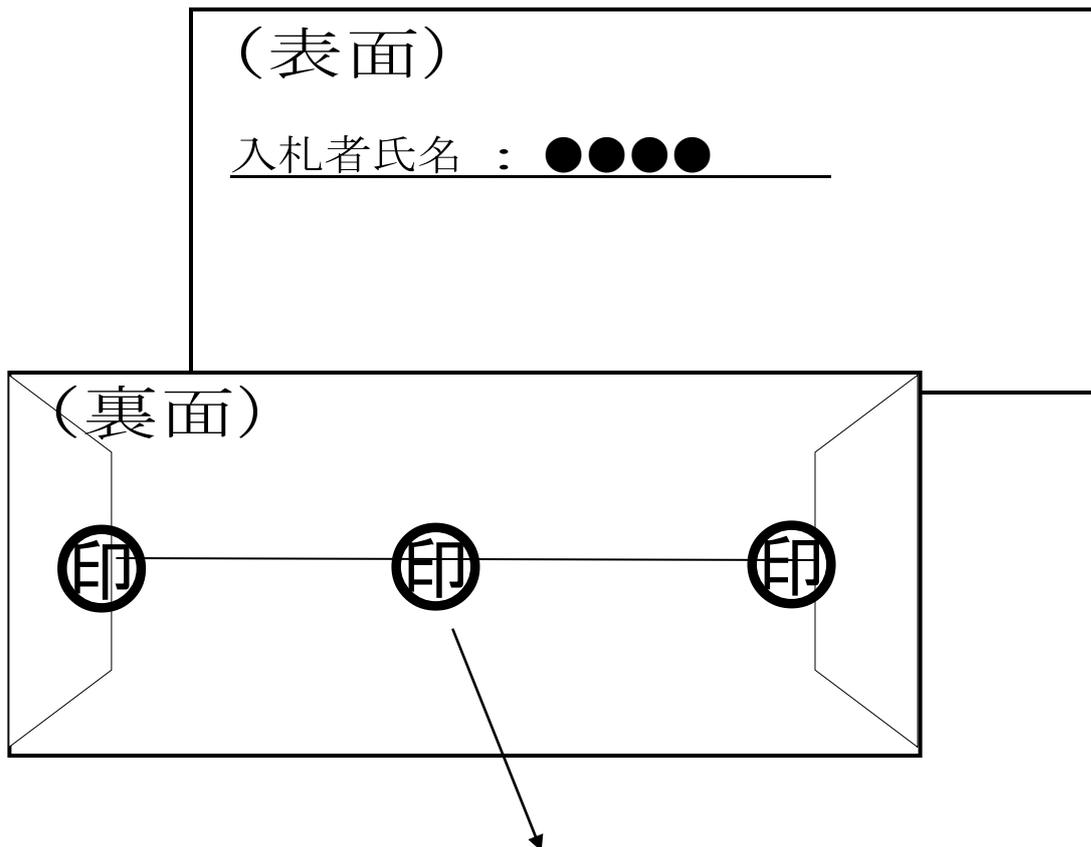
一般には、金融機関に現金を持参することにより作成することができます。

- ① 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ② 持参人払式であること。
- ③ 振出日から5日以内であること。
- ④ 線引き（二本線の中に「銀行渡り」、または「BANK」のあるもの）とすること。
- ⑤ 電子交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手であること。

〈例 入札保証金が8,000,000円の場合〉

<b>小 切 手</b>	銀行 渡り
支払地	〇〇〇 △△銀行 □□支店
¥ 8, 000, 000 —	
上記の金額をこの小切手と引き換えに ※持参人 様へお支払ください	
※振出人	※令和 年 月 日 〇〇〇 △△銀行 □□支店 支店長 ●●●

## 封筒について



※個人名義・法人名義いずれも、印鑑登録のある印  
(法人名義の場合は代表者印) を使用してください。